Ⅱ　ごみ処理事業

1　沿革及び現状

昭和40年代の高度経済成長はそのままごみの大幅な増加につながり、ごみ問題は大きな社会問題として深刻化しました。昭和48年９月、議員提案による、「三鷹市廃棄物の処理および清掃に関する条例」の一部改正が行われ、新たに事業者の回収責任を追求する規定がもりこまれたのも、経済成長の中でごみを作り出す事業者に対しての一つの警鐘でありました。

昭和60年以降、景気の拡大、生活水準の向上により、大型家電製品など耐久消費財の買い替えが進んだこと、ＯＡ化の進行によりオフィスからの紙ごみが急増したこと、過剰包装や使い捨て容器が普及したことなどが原因でごみの量は増加を続けました。

これに対応するため平成３年10月には「再生資源の利用の促進に関する法律」（リサイクル法、現在の資源有効利用促進法）が施行、また「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）が改正され、深刻化するごみ問題も大きな転換期を迎えました。バブル崩壊後、経済が低迷し、ごみの量はわずかに減少の傾向が見られましたが、依然として高い水準で推移するとともに、ごみ質も多様化し、適切な対応が求められています。

三鷹市も国の法律改正の動向を踏まえ、平成５年３月に「三鷹市ごみ処理総合施策」を策定し、これを法的に担保するものとして、従来の「三鷹市廃棄物の処理および清掃に関する条例」を全面改定し、平成５年３月に、「三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」（リサイクル条例）を制定しました。これにより、市長、事業者、市民の責務が明らかにされ、ごみの発生抑制、排出抑制、適正処理、再利用の促進などに関する規定が整えられ、中でも事業者責任が一層明確にされました。なお、ごみ処理手数料についても13年ぶりに改定され、粗大ごみの完全有料化などが導入されました。

また、平成12年９月には、事業者自らが処分する責務の徹底、ごみ減量・リサイクルへの意識向上を図る目的で事業系ごみの有料化を実施するとともに、10月には、下連雀３丁目・上連雀２丁目地区においてまちの美化やカラスによるごみの散乱防止などを目的に、午後11時30分までに出されたごみを深夜から翌朝にかけて収集する夜間・早朝収集を本格実施しました。

平成 17 年２月には、ペットボトル、プラスチック類、雑紙（ざつがみ）の分別収集を開始し、市全域で収集日程の見直しを行いました。平成 21 年 10 月 1 日より家庭系ごみの有料化を実施し、ごみ排出量の大幅な減量を図っています。平成 28 年３月には、平成 28 年度から令和４年度までを計画期間とする「三鷹市ごみ処理総合計画２０２２」を策定し、さまざまな取り組みを進めており、計画の中間年度である令和元年度には第１次改定を行いました。

また、可燃ごみ処理施設「クリーンプラザふじみ」の稼働開始による焼却能力の向上とごみ減量等推進会議の提言を受け、平成29年４月から汚れたプラスチックを「燃やせないごみ」から「燃やせるごみ」として収集することとしました。令和５年度（有料化から15年目）の有料化対象の燃やせるごみと燃やせないごみを合わせたごみ量は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛の影響により家庭から出るごみが増加した令和２年度と比較して9.8％の減となりました。

今後も、資源循環型のまちづくりを目指し、市民、事業者、行政が一体となって今まで以上にごみ減量・資源化を進めていかなければなりません。

２　三鷹市ごみ処理総合計画

平成５年３月に、ごみの減量・資源化を推進することで、資源の循環を基本としたリサイクル型のまちづくりの実現を目指すため、「三鷹市ごみ処理総合施策」を策定しました。この間、三鷹市のごみ処理、リサイクルは、最終処分場の埋め立て量の削減を重要課題として進められ、着実な成果を上げることができましたが、最終処分場は有限なものであり、天然資源の少ないわが国においては、ごみ減量・リサイクルの抜本的な改善が求められています。

こうした中、平成７年６月に制定された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）が、平成９年４月から一部施行されることを踏まえ、平成９年３月に「三鷹市ごみ処理総合施策」の改定を行いました。

その後、「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」など、各種リサイクル法の制定、廃棄物処理法の改正など関連法令等の整備や社会環境の変化を踏まえ、持続可能な循環型社会の形成を目指した、「三鷹市ごみ処理総合計画２０１０」を平成 15 年９月に策定しました。

総合計画の前期５年間が終了したことに伴い、平成 20 年３月に「三鷹市ごみ処理総合計画２０１０」を改定し、新たに３Ｒを踏まえた一般廃棄物の処理と社会的費用の低減の視点を盛り込んだ「三鷹市ごみ処理総合計画２０１５」を策定しました。さらに、計画中間年度である平成 22 年度には助言者会議を設置し、事業及び施策の見直し、進捗状況、今後の重要検討課題、目標値について検討し、ごみ処理総合計画２０１５（改定）［提言書］をまとめました。これを受け、平成 23 年度には「三鷹市ごみ処理総合計画２０１５」（改定）を策定しました。

当計画の最終年度である平成 27 年度には、平成 28 年度から令和４年度までを計画期間とする「三鷹市ごみ処理総合計画２０２２」を策定しました。計画策定にあたっては、「三鷹市ごみ処理総合計画２０２２策定検討会議」を開催し検討案や提言を受けるとともに、広報やホームページにて広く意見を募りました。計画の中間年度である令和元年度には近年の社会情勢を考慮した計画の見直しを行い、「三鷹市ごみ処理総合計画２０２２」（第１次改定）を策定しました。

三鷹市ごみ処理総合計画２０２２（第１次改定）の概要

本計画は、平成 27 年度に策定された計画であり、計画の中間年である令和元年度に社会情勢を考慮して数値目標や施策の見直しを行いました（「三鷹市ごみ処理総合計画２０２２」（第１次改定））。平成 28 年度から令和５年度（当初４年度までを１年延長）までを計画期間とし、さらに実効性のある計画として示すものです。

数値目標値目標　　概要では最新データである令和３年度実績と目標値を比較しています。

１　１人１日あたりのごみの総排出量

令和５年度実績　650ｇ

改定計画では１人１日あたりのごみの総排出量の目標値を達成しました。

	目標設定	令和５年度 目標値	目標値との比較
2022（第１次改定）計画	令和５年度までに 688ｇを達成	688ｇ （目標達成済）	△38ｇ

2　ごみ処理総排出量の削減目標

令和５年度実績　45,213ｔ

改定計画では１人１日あたりのごみの総排出量の目標値を達成しました。

	令和５年度 目標値	目標値との比較
2022（第１次改定）計画	47,996ｔ （目標達成済）	△2,783ｔ

3　リサイクル率の見直し

(1)　分別リサイクル率

令和５年度実績　28.7%

前計画目標値（平成 27 年度:33.5%）が未達成のため、本計画では同程度の目標値を設定し、目標達成に向けて取り組んでいます。

	目標設定	令和５年度 目標値	目標値との比較
2022（第１次改定）計画	令和５年度までに 35%以上とする	35.0%	△6.3%

(2)　総資源化率

令和５年度実績　37.6%

前計画目標値（平成 27 年度:41.9%）は未達成となっています。容器包装リサイクル法に基づくリサイクルができないプラスチック（汚れたプラスチック）をクリーンプラザふじみにおいて熱回収処理しているため、現在の国及び東京都の算定方式では総資源化率は下がります。

改定計画では、市民の方の協力により、プラスチック類の分別を徹底し、容器包装リサイクル法による処理の推進を図ります。

	目標設定	令和５年度 目標値	目標値との比較
2022（第１次改定）計画	令和５年度までに 45%以上とする	45.0%	△7.4%

4　ごみ焼却量の削減目標

令和５年度実績　31,099ｔ

クリーンプラザふじみでは収集した可燃ごみと、リサイクルセンターでの資源物選別処理後に発生する残渣を焼却しています。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う在宅時間の増加によりごみの総排出量が増加したことで、焼却量も令和２年度に増加しましたが、その収束とともにコロナ禍前の水準以下にまで減少し、改定計画では焼却量の目標値を達成しました。

	目標設定	令和５年度 目標値	目標値との比較
2022（第１次改定）計画	令和５年度までに 31,500ｔ以下に削減する	31,500ｔ （目標達成済）	△401ｔ

5　最終処分量の削減目標

令和５年度実績　0ｔ

焼却灰の資源化や不燃残さの有効活用を推進し、最終処分量０（ゼロ）を維持しています。

	令和５年度 目標値	目標値との比較
2022（第１次改定）計画	最終処分量０ｔ （目標達成済）	0ｔ

重要施策

持続可能な循環型社会を形成するためには、ごみの発生抑制が大切です。そのためには、消費者であり排出者である市民、ごみとなるものの生産・加工・販売者である事業者、そして、ごみの処理に責任を行う市が、ごみの減量に向けて、共に考え、協議、協働していくことが必要です。そのために、市民・事業者・市の協議の場を設定し、ごみの発生抑制に向けての取り組みを検討していきます。

◆市民・事業者・市の参画による、発生抑制のための仕組みづくり

【具体策】市民・事業者・市の３者による協議の場を設定し、その都度、テーマ（生ごみの水切り、レジ袋削減の取り組み等）を設定し、各々の部門からメンバーを選出し、協議を行い、実践的な取り組みへつなげていく。

市民、事業者、市（行政）の役割

◆市民の役割

・４Ｒ（リデュース＝ごみになるものを減らす、リユース＝再利用する、リサイクル＝再び資源として利用する、リフューズ＝不要なものは断る）を意識したライフスタイルの実践

・マイバッグの持参等による、レジ袋削減

・水切りの徹底

・ごみの分別の徹底

・ごみ減量・リサイクル活動に参加する（集団回収、店頭回収）

◆事業者の役割

・レジ袋の削減、過剰包装の抑制

・店頭回収の実施

・ばら売りなどごみをなるべく出さない販売方法の実施

◆市（行政）の役割

・環境に配慮している店舗のＰＲ

・店頭回収への利用促進及び支援

・環境にやさしい買い物のＰＲ

・一般廃棄物収集運搬許可業者との連携

・環境に配慮した新たな行政スタイルの確立

３　三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

ごみ処理総合施策の展開、計画の実現を法的に担保するものとして、従来の「三鷹市廃棄物の処理および清掃に関する条例」を全面的に改正した「三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」を平成５年３月議会で議決、同年７月１日に施行しました。

この条例（詳細は、「Ⅶ　条例規則等」に掲載）は、13 章 52 条で構成され、廃棄物の発生抑制、再利用の促進、廃棄物の適正処理、生活環境の清潔保持などによって資源が循環して利用されるまちづくりを目指したものです。

条例では市長、事業者、市民の基本的責務を明確にしたほか、適正処理困難物の抑制や事業系廃棄物の適正な処理、事業用大規模建築物の所有者等の義務について厳しい規定を設けたほか、生活系廃棄物の収集拒否や事業系廃棄物の施設への受入れ拒否などが規定されました。

平成 20 年 12 月議会にて家庭系ごみ有料化に関する条例改正が可決され、家庭から排出される燃やせるごみと燃やせないごみは、市の指定収集袋を使用することになりました。

４　ごみ収集

(1) 令和６年３月31日現在の収集日程

	燃やせるごみ（週２回）	燃やせないごみ（月２回）	プラスチック類・有害ごみ（週１回）	ペットボトル（月２回）	空きびん・空き缶（月２回）	古紙（新聞・雑誌・段ボール・雑紙）・古着類（週１回）
①　大沢３丁目、深大寺全域、井口全域、野崎２・３丁目	火・金曜日	第２・４　水曜日	月曜日	第１・３　木曜日	第２・４　木曜日	木曜日
②　野崎４丁目、大沢１・２・４・５・６丁目	火・金曜日	第２・４　水曜日	月曜日	第２・４　木曜日	第１・３　木曜日	水曜日
③　上連雀１～５丁目	月・木曜日	第１・３　水曜日	火曜日	第２・４　水曜日	第１・３　水曜日	金曜日
④　下連雀１～４丁目	月・木曜日	第１・３　水曜日	火曜日	第２・４　金曜日	第１・３　金曜日	金曜日
⑤　野崎１丁目、上連雀６～９丁目	月・木曜日	第１・３　水曜日	金曜日	第２・４　火曜日	第１・３　火曜日	水曜日
⑥　新川６丁目、下連雀５～９丁目	月・木曜日	第１・３　水曜日	金曜日	第１・３　火曜日	第２・４　火曜日	火曜日
⑦　井の頭全域	火・金曜日	第２・４　水曜日	水曜日	第２・４　月曜日	第１・３　月曜日	木曜日
⑧　牟礼全域	月・木曜日	第１・３　水曜日	水曜日	第１・３　金曜日	第２・４　金曜日	火曜日
⑨　北野全域、新川２・３丁目	火・金曜日	第２・４　水曜日	木曜日	第１・３　水曜日	第２・４　水曜日	月曜日
⑩　中原全域、新川１・４・５丁目	火・金曜日	第２・４　水曜日	木曜日	第１・３　月曜日	第２・４　月曜日	月曜日

(2) 令和５年度収集計画と実績

種　類	分別区分	種 類	収集方法	収集計画量	収集量
家庭系 （事業系を含む）	可 燃 ご み	可燃ごみ	指定収集袋による戸別収集	23,196 t	21,560 t
	不 燃 ご み	不燃ごみ	指定収集袋による戸別収集	1,602 t	1,400 t
	資　源　物	びん・缶	容器または袋による戸別収集 一部、コンテナによるステーション回収	2,249 t	2,039 t
		古紙	ひもがけによる戸別収集	6,540 t	5,895 t
		古着類	袋による戸別収集	612 t	678 t
		ペットボトル	容器又は袋による戸別収集	755 t	740 t
		プラスチック類	袋による戸別収集	3,561 t	3,276 t
		小型家電	市内公共施設の一部で拠点回収	3 t	3 t
	有 害 ご み	乾電池 蛍光管等 スプレー缶等	容器又は袋による戸別収集	56 t	50 t
家庭系	粗 大 ご み （多量ごみを含む）	家具等	戸別収集	1,960 t	1,669 t
	牛乳パック	牛乳パック	市内公共施設の一部で拠点回収	1 t	2 t
動 物 死 体 （飼育者不明のみ）		犬・猫等	路上等発生場所で収集	420 匹	408 匹
し　　尿		し　尿	戸別収集	130 kl	155.8kl
浄　化　槽　汚　泥		浄化槽 汚　泥	戸別収集	0 kl	0 kl
集　団　回　収		資 源 物	資源回収業者による引取り	2,369 t	2,077 t

(3) ごみ収集量（排出量）の推移

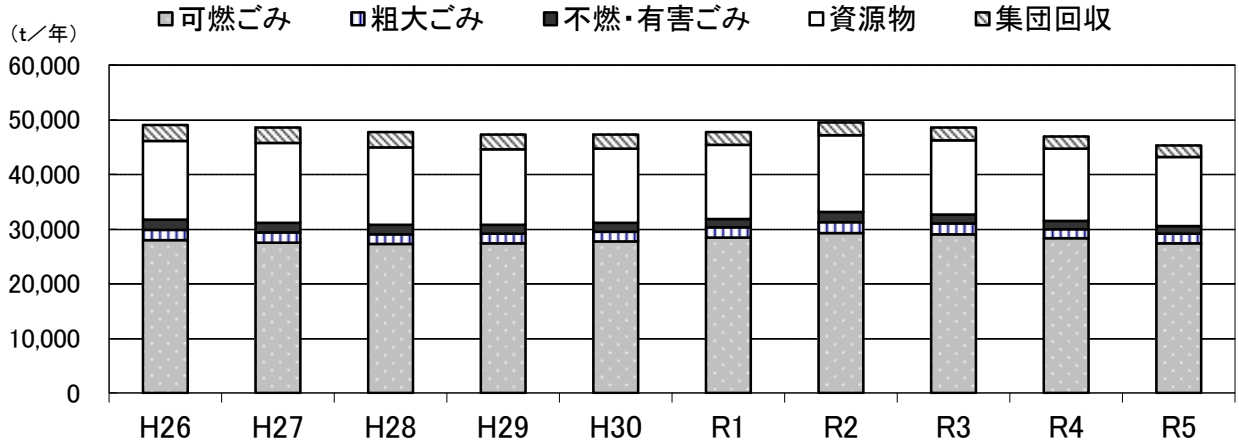

可燃ごみ	27,997	27,513	27,199	27,386	27,650	28,435	29,224	29,008	28,257	27,384
粗大ごみ	1,767	1,804	1,791	1,749	1,808	1,791	2,040	1,957	1,681	1,669
不燃・有害ごみ	1,950	1,831	1,714	1,640	1,609	1,598	1,805	1,606	1,496	1,450
資源物	14,392	14,568	14,152	13,804	13,627	13,506	14,076	13,614	13,197	12,633
集団回収	2,845	2,797	2,838	2,689	2,581	2,430	2,325	2,373	2,291	2,077
合　計	48,951	48,513	47,694	47,268	47,275	47,760	49,470	48,558	46,922	45,213

(4) １人１日あたりのごみ収集量（排出量）の推移

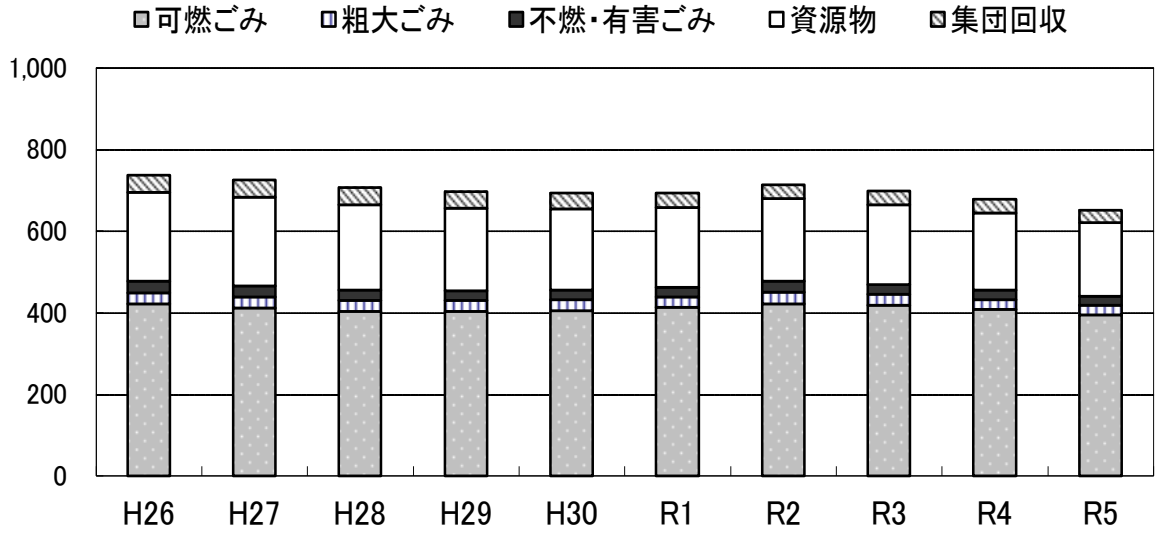

可燃ごみ	421	411	403	403	405	412	421	417	408	394
粗大ごみ	27	27	27	26	26	26	29	28	24	24
不燃・有害ごみ	29	27	25	24	24	23	26	23	22	21
資源物	217	218	209	203	199	196	203	196	190	181
集団回収	43	42	42	39	38	35	34	34	33	30
合　計	737	725	706	695	692	692	713	698	677	650

５　ごみ処理

(1) 三鷹市ごみ処理フローチャート（令和５年度）

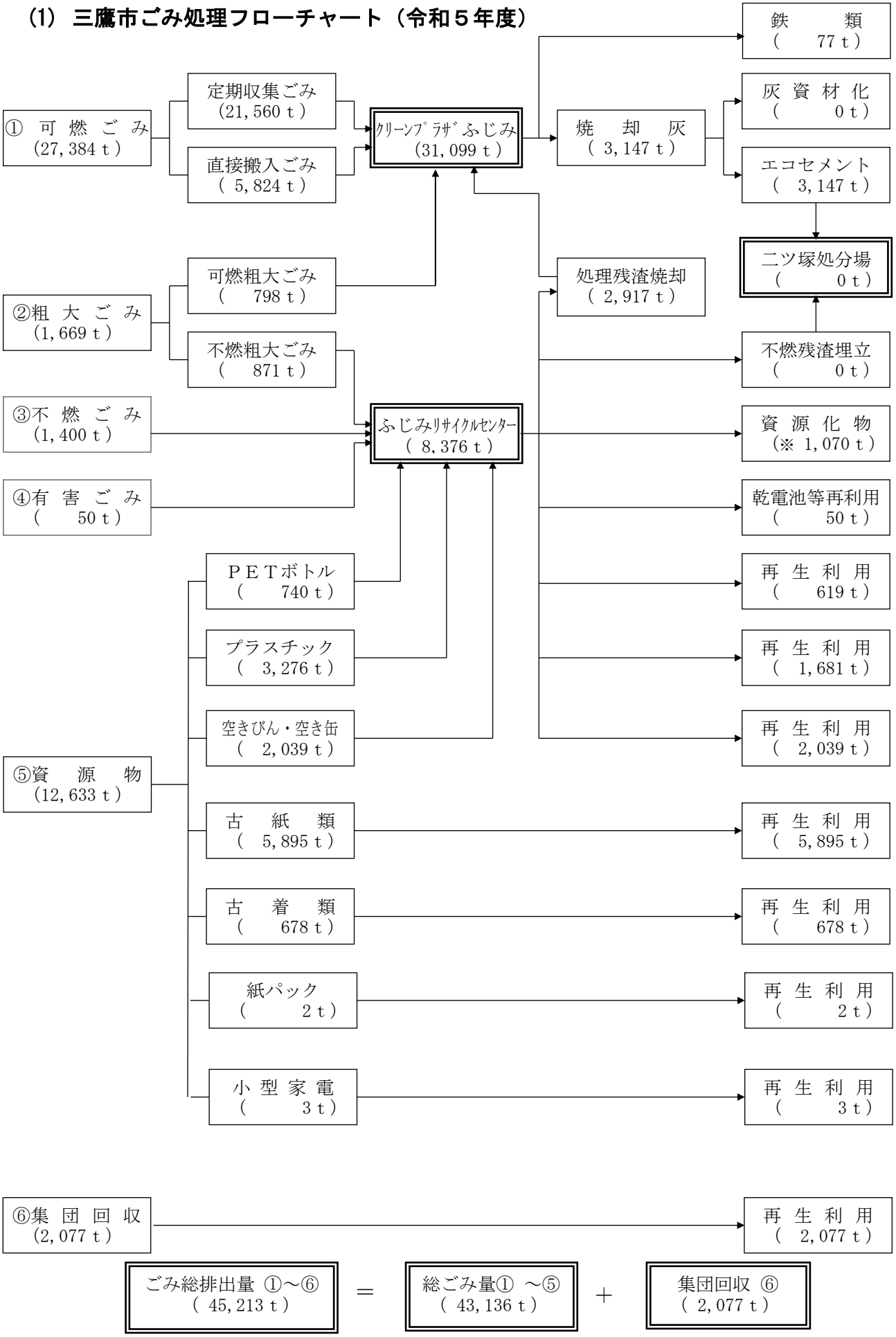

※資源化物には不燃ごみ・不燃粗大ごみからの水分を一部含む。

(2) ごみ処理計画と実績（令和５年度）

項目	種類	計画量	処理量	内容	
ごみ	可燃ごみ	30,060 t	28,182 （他にリサイクルセンターからの処理残渣あり）	委託収集分	21,560 t
				粗大・多量ごみ	798 t
				民間持込分	5,824 t
				（リサイクルセンター処理残渣	2,917 t）
	不燃ごみ	2,621 t	2,321 t	定期収集分（有害を含む） 粗大・多量ごみ	1,450 t 871 t
	小計	32,681 t	30,503 t		
資源物	古紙類	6,540 t	5,895 t	定期収集分 新聞 250t 雑誌3,629t 段ボール2,016t	5,895 t
	古着	612 t	678 t	定期収集分	678 t
	空きびん・空き缶	2,249 t	2,039 t	定期収集分	2,039 t
	ＰＥＴボトル	755 t	740 t	拠点回収＋定期収集分	740 t
	プラスチック	3,561 t	3,276 t	定期収集分	3,276 t
	牛乳パック	1 t	2 t	拠点回収分	2 t
	小型家電	3 t	3 t	拠点回収分	3 t
	集団回収	2,369 t	2,077 t	上半期（４月～９月分） 下半期（10月～３月分）	947 t 1,130 t
	小計	16,090 t	14,710 t		
合計		48,771 t	45,213 t	ごみ＋資源物	

(3) 可燃ごみ焼却施設

昭和33年、武蔵野三鷹地区保健衛生組合（武蔵野市との一部事務組合。以下「武三保」という立塵芥処理場が三鷹市内に完成、あわせて収集方式も従来の大八車から自動車収集に切り替わり、新しいごみ処理体制が確立しました。

昭和59年、武三保立塵芥処理場も処理能力が限界に達し、周辺地域への公害問題などがあり、自区内処理を前提に、三鷹市内に第１処理場（昭和60年１月から稼働）、武蔵野市内に第２処理場（武蔵野市クリーンセンター、昭和59年10月から稼動）がそれぞれ建設され、両市独自に処理することとなりました。また、両市で管理していた武蔵野赤十字病院にある伝染病棟が、伝染病予防法の改正により、保健所の所管に移行したことから、平成15年３月に武三保は解散し、同年４月、第１処理場を三鷹市環境センターへ改称しました（武蔵野市とは処理相互支援協定を締結）。

平成24年12月には、調布市と協同で整備してきたクリーンプラザふじみ（新しい可燃ごみ処理施設）が試運転を開始したため、三鷹市環境センターでの焼却を停止し、施設の清掃・洗浄工事を経て平成25年３月30日に安全に閉鎖しました。平成25年４月からは、ふじみ衛生組合のクリーンプラザふじみが正式稼働し、三鷹市と調布市内で収集した可燃ごみを焼却するとともに、焼却時に発生したごみの熱を利用して発電を行っています。

発電した電力は、施設内で利用するほか、三鷹中央防災公園・元気創造プラザ内の施設で利用し、余電は売却しています。さらに、発電過程で発生した温水は、元気創造プラザのプールの温水を作るなど活用されています。

名　　称：クリーンプラザふじみ
電　　話：042-482-5497
所 在 地：調布市深大寺東町７丁目 50 番地 30
処理能力：炉　288ｔ/日（144ｔ/日×２炉）
　　可燃性粗大ごみ切断機　10ｔ/５h
炉 形 式：全連続燃焼式ストーカ炉
竣　　工：平成 25 年３月 31 日
敷地面積：26,288.52 ㎡
建築面積：5,205.27 ㎡
構造概要：ごみ焼却場
　　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造
　　高さ　28.00m
　　階数　地上５階、地下１階
　　煙　　突
　　構造　鉄筋コンクリート造
　　直径　直径 10.05m
　　高さ　外筒 98.05m（内筒 100.00m）

クリーンプラザ稼働までの経過

年　　月	内　　容
平成 11 年８月	新ごみ処理施設を共同で整備するため、調布市と覚書を交わす。
平成 13 年３月	「新ごみ処理施設整備基本計画素案報告書」を作成。
平成 14 年１月～	新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会を設置。素案をたたき台とし、整備計画の内容の検討を行う。（計 15 回開催）
平成 16 年３月	検討委員会にて、市民参加のもとで検討した結果、答申が出される。 「新ごみ処理施設整備基本計画素案報告書の検討結果について〔答申〕」
平成 16 年８月～	答申で指摘された事項の調査・検討等を行い、答申内容を十分尊重した基本計画案の策定に向け、新ごみ処理施設整備基本計画策定推進チームを設置する。
平成 18 年３月	「新ごみ処理施設整備基本計画」を策定
平成 18 年 10 月	事業主体をふじみ衛生組合とし、ふじみ衛生組合に新施設建設準備室を設置
平成 18 年 11 月	ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会を設置
平成 20 年１月	東京都に環境影響評価調査計画書を提出 環境影響評価に係る事業者説明会を開催
平成 20 年３月	新ごみ処理施設整備実施計画（案）を策定
	新ごみ処理施設整備実施計画（案）へのパブリックコメントの実施及び市民説明会を開催
	新ごみ処理施設整備実施計画を策定
平成 20 年９月	ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会を設置
平成 20 年 10 月	新ごみ処理施設整備・運営事業の実施方針を公表
平成 21 年３月	新ごみ処理施設整備･運営事業　入札公告 環境影響評価書案公示及び都市計画変更案公告 新資源化施設土壌汚染調査
平成 21 年９月	総合評価一般競争入札によりＪＦＥエンジニアリングを落札者に決定 新資源化施設汚染土壌入れ替え工事
平成 21 年 11 月	環境影響評価書公示 ふじみ衛生組合地元協議会を設置 「ごみ焼却場」の都市計画決定
平成 22 年１月	調布都市計画に定める建築物の高さに関して、最高限度が 25mのところ、許可の特例の手続きにより、建物高さ 28mで許可がおりる。
平成 22 年２月	ふじみ衛生組合議会において、建設工事請負契約についての議決 建設工事請負契約締結 新ごみ処理施設建設工事に関する工事協定締結（地元協議会会長及び自治会等代表者）
平成 22 年３月	運営業務委託契約締結 東京都に環境影響評価書事後調査計画書提出
平成 22 年 ４月～７月	新たに求めた敷地の土壌汚染調査実施
平成 22 年 ５月～７月	新ごみ処理施設建設地内既存施設解体

平成 22 年６月	新資源化施設稼働
平成 22 年７月	新ごみ処理施設事業計画変更届け提出
平成 22 年８月 17 日	新ごみ処理施設建設工事着工
平成 23～24 年度	新ごみ処理施設の建設
平成 23 年 10 月	新ごみ処理施設の煙突の外筒が 100mに達する。
平成 24 年 10 月～ 平成 25 年３月	新ごみ処理施設の試運転（12 月から試験焼却）
平成 25 年４月～	新ごみ処理施設の本格稼働及び運営

(4) ごみ焼却量と焼却灰発生量の推移

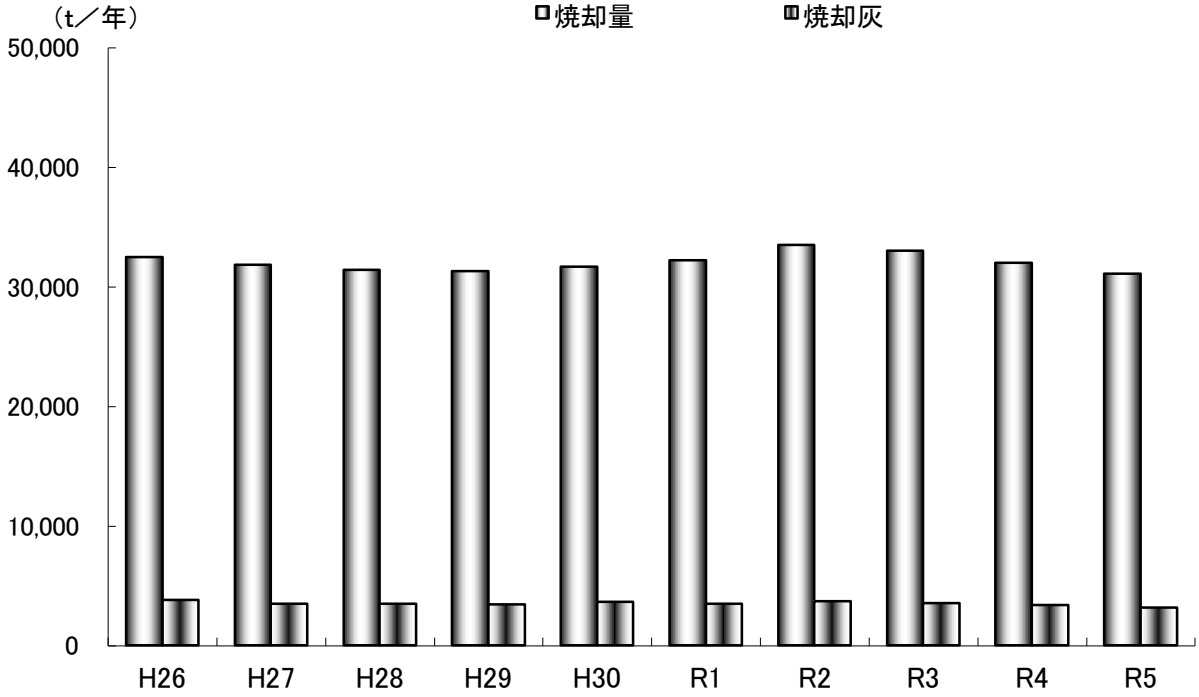

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
焼却量	32,509	31,826	31,398	31,327	31,677	32,232	33,531	33,005	31,992	31,099
焼却灰	3,825	3,516	3,518	3,437	3,639	3,502	3,717	3,553	3,373	3,147
稼動日数	324日	328日	322日	323日	337日	333日	328日	330日	334日	338日

(5) 可燃ごみの組成分析

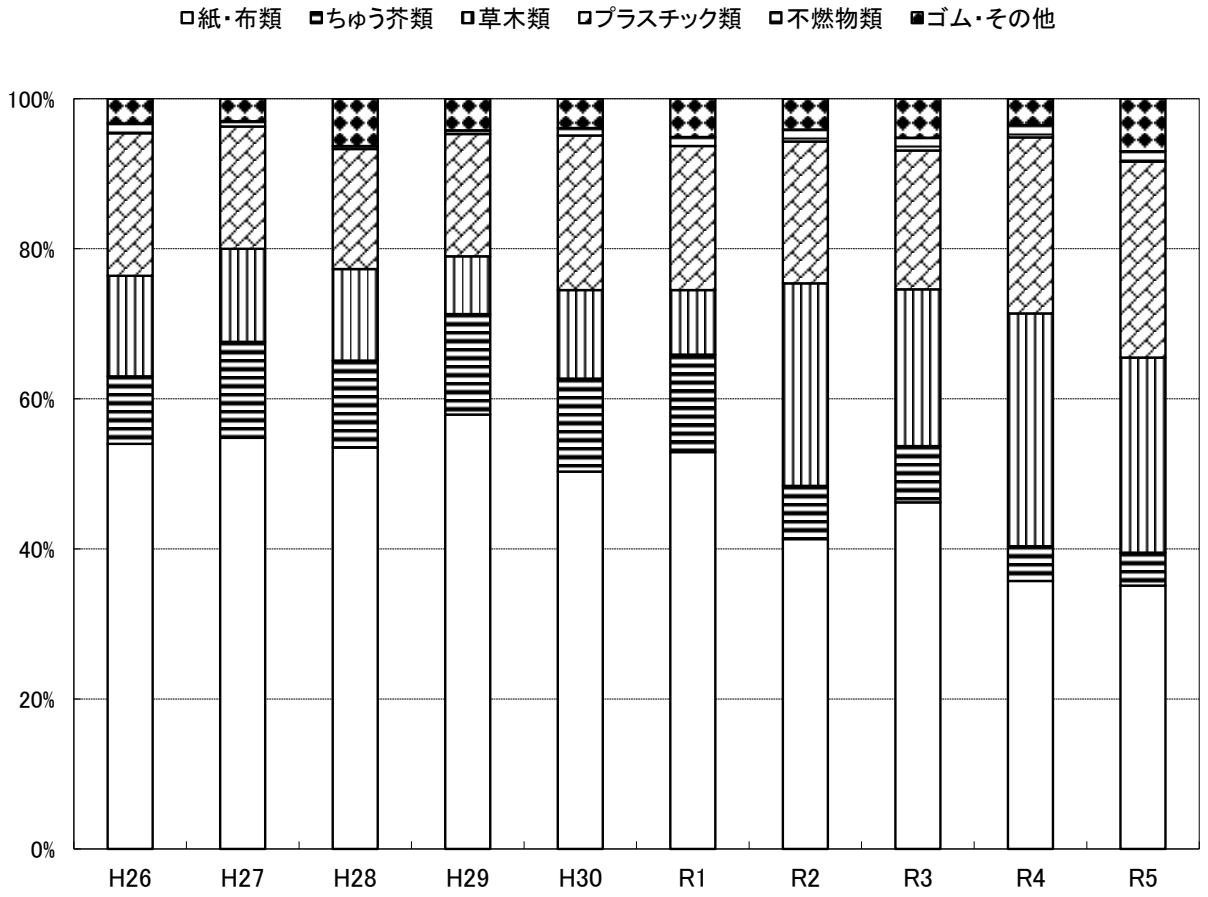

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
種類組成	紙・布類	54.0%	54.8%	53.5%	57.9%	50.3%	52.9%	41.3%	46.2%	35.7%	35.1%
	ちゅう芥類	9.0%	12.8%	11.6%	13.4%	12.4%	13.0%	7.1%	7.5%	4.6%	4.4%
	草木類	13.4%	12.4%	12.2%	7.7%	11.8%	8.6%	27.0%	20.9%	31.0%	26.0%
	プラスチック類	19.0%	16.3%	16.0%	16.3%	20.6%	19.2%	18.9%	18.5%	23.5%	26.1%
	不燃物類	1.3%	0.7%	0.4%	0.5%	1.0%	1.2%	1.6%	1.7%	1.7%	1.4%
	ゴム・その他	3.3%	3.0%	6.3%	4.2%	3.9%	5.1%	4.1%	5.2%	3.5%	7.0%

（乾重量基準）

・乾重量基準とは、ごみの中に含まれている水分を除外した乾燥ごみを基にして成分を表示することをいいます。

(6) 不燃ごみの処理資源化施設

ア　概要

昭和 51～55 年、最終処分対策として、不燃ごみの減量・減容及び有価物の選別は市の独自の施設において行われていましたが、昭和 56 年１月、ふじみ衛生組合(調布市との一部事務組合)リサイクルセンター稼動後は、当施設において、不燃物や資源物の処理を行っています。

また、リサイクルセンターでは、それまで社会問題となっていた廃蛍光管等の水銀含有廃棄物の処理を昭和 58 年 11 月から手選別し、更に、昭和 59 年２月からは廃蛍光管等を分別収集し、無公害処分を行っていました。その後、ごみ量の増加、ごみ質の変化に対応し、資源回収のより一層の効率化を図るため、平成６年 12 月に不燃物処理・資源化施設を稼動させ、平成 22 年度には新ごみ処理施設建設に伴い、施設の集約を行い資源化に取り組んでいます。現在、ふじみ衛生組合では、埋め立て処分となる資源化できない不燃ごみも独自に熱回収（サーマルリカバリー）し、埋め立てゼロに努めています。

名　　称：リサイクルセンター
電　　話：042-482-5497
所 在 地：調布市深大寺東町７丁目 50 番地 30
建築面積：不燃ごみ　71t/５h、ペットボトルごみ　7.5t/５h
　　びん缶ごみ　2.4t/５h、小型破砕機　3.0t/５h
竣　　工：中央棟　平成６年 12 月 26 日
　　東棟　　平成 22 年６月 17 日
　　北棟　　平成 22 年６月 17 日
建築面積：中央棟　3,043 ㎡
　　東棟　　974 ㎡
　　北棟　　731 ㎡
構造概要：中央棟　鉄筋コンクリート及び鉄骨ＡＬＣ
　　東棟　　鉄骨造
　　北棟　　鉄骨造

リサイクルセンター（中央棟）

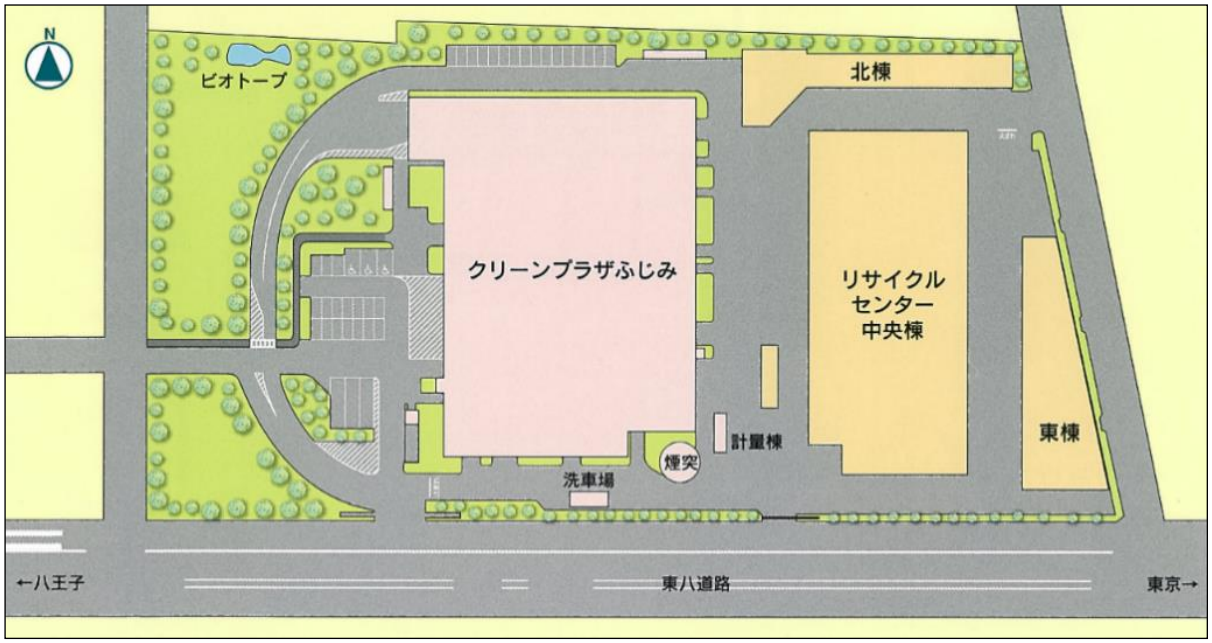

イ　リサイクルセンター更新に向けた取組

リサイクルセンターは、これまで処理ラインの改造や東棟・北棟を新たに整備することで、分別収集対象品目やごみ量等の変化に対応してきましたが、施設や設備の経年劣化による老朽化や、搬出入動線と構内作業動線が交錯することによる労働環境への影響等が生じていることから、新施設の整備が必要となっています。

そこで、ふじみ衛生組合を事業主体とし、組織市である調布市との共同により、令和９年度の新リサイクルセンター施設の稼働に向けた準備に取り組んでいます。令和元年度は「リサイクルセンター整備基本構想」を策定し、令和３年度には「リサイクルセンター整備基本計画」及び「三鷹・調布地域循環型社会形成推進地域計画」を策定しました。令和４年度には、「リサイクルセンター整備実施計画」（素案）を確定し、引き続き計画の策定に向けた取組を進めていきます。

(7)　不燃ごみ処理等の推移（ふじみ衛生組合リサイクルセンター・三鷹市分）

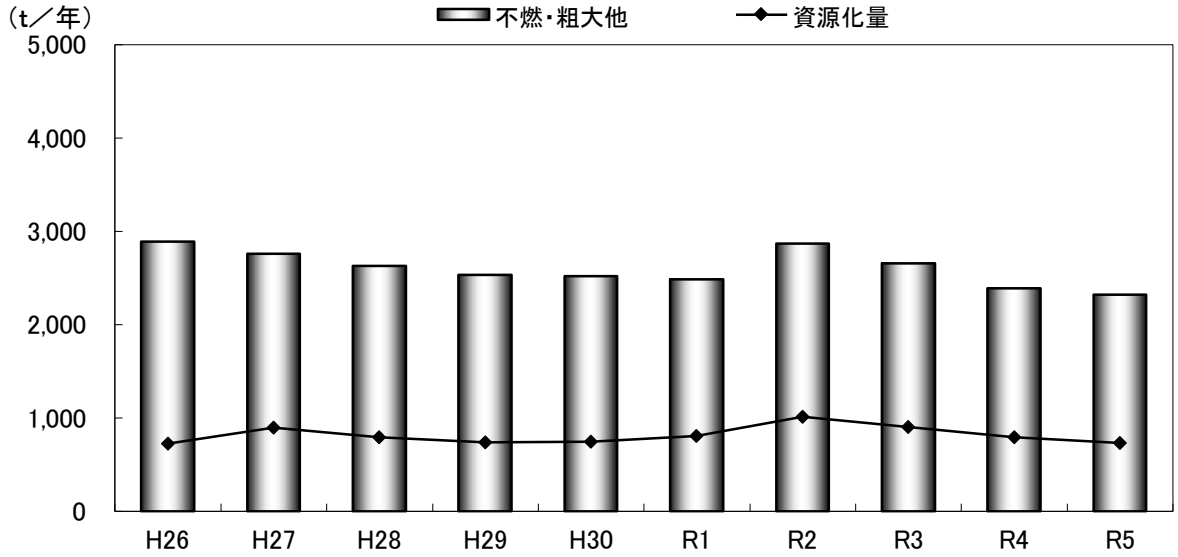

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
不燃・粗大他	2,889	2,760	2,629	2,532	2,516	2,486	2,868	2,658	2,385	2,321
資源化量	725	895	790	735	741	807	1,012	904	791	728

(8)　不燃ごみ組成分析（ふじみ衛生組合リサイクルセンター・三鷹市分）

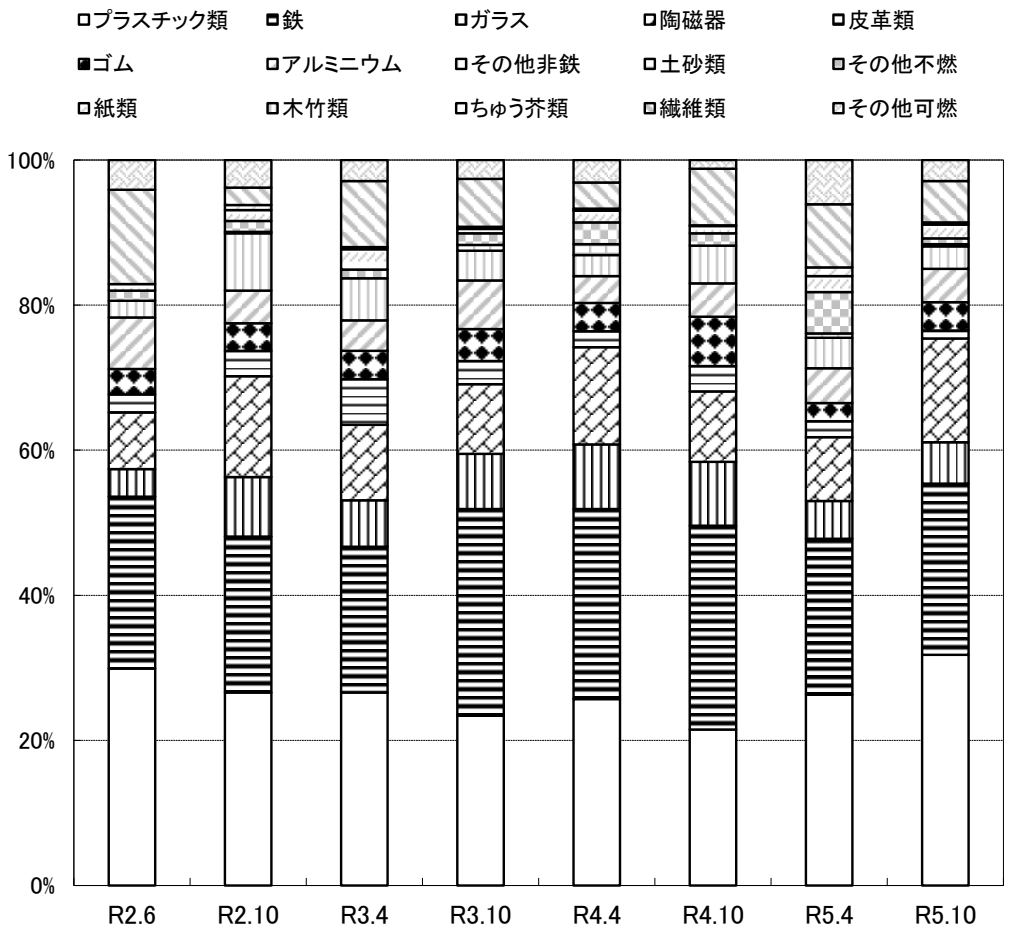

種　類		R2.6	R2.10	R3.4	R3.10	R4.4	R4.10	R5.4	R5.10
種類組成	プラスチック類	29.9%	26.6%	26.6%	23.4%	25.7%	21.5%	26.3%	31.8%
	鉄	23.7%	21.5%	20.1%	28.5%	26.2%	28.1%	21.5%	23.6%
	ガラス	3.8%	8.2%	6.4%	7.6%	8.9%	8.8%	5.2%	5.7%
	陶磁器	7.8%	13.9%	10.4%	9.6%	13.4%	9.7%	8.8%	14.3%
	皮革類	2.5%	3.5%	6.3%	3.2%	2.2%	3.5%	2.2%	1.1%
	ゴム	3.5%	3.8%	3.9%	4.4%	3.9%	6.8%	2.5%	3.9%
	アルミニウム	7.1%	4.5%	4.2%	6.7%	3.7%	4.6%	4.8%	4.6%
	その他非鉄	2.3%	7.9%	5.8%	4.1%	2.9%	5.2%	4.2%	3.1%
	土砂類	0.0%	0.2%	0.0%	0.8%	1.5%	0.0%	0.6%	0.3%
	その他不燃	1.4%	1.5%	1.2%	1.6%	3.0%	1.7%	5.7%	0.8%
	紙類	0.9%	1.5%	2.8%	0.6%	1.6%	1.0%	2.2%	1.9%
	木竹類	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	ちゅう芥類	0.0%	0.7%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	1.2%	0.3%
	繊維類	13.0%	2.4%	9.1%	6.6%	3.6%	7.8%	8.7%	5.7%
	その他可燃	4.1%	3.8%	2.9%	2.6%	3.1%	1.2%	6.1%	2.9%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(9)　有害ごみ

有害ごみの分別収集

水銀含有廃棄物（蛍光管、乾電池、体温計）は、昭和 59 年２月から有害ごみとして分別収集を実施しています。

カセットボンベなどは、穴を開けて不燃ごみとして排出されていましたが、平成 11 年 12 月からは、穴を開けずに中身を使い切って有害ごみとして分けて出すように変更しました。

◇有害ごみ１（水銀を含有している恐れがあるため）→蛍光管、乾電池、体温計

◇有害ごみ２（収集車両や処理場内で爆発炎上する恐れがあるため）→カセットボンベ、スプレー缶、エアゾール缶、ライター（使い捨て含む）、モバイルバッテリー、電子たばこ

収集量実績（ｔ）

令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
55	60	54	52	50

６　最終処分

高度経済成長はそのままごみの大幅な増加につながり、ごみ問題は大きな社会問題として深刻化しました。その後、石油ショックを経て、ごみの増加は鈍化の傾向を見せましたが、昭和51年には埋め立て処分を行っていた羽村・瑞穂両町住民からごみ投棄差し止めの仮処分申請が提起されると再び最終処分問題がクローズアップされました。

この状況に対処すべく三鷹市を含めた多摩地域の９市は、東京都市廃棄物処分地管理組合を設立し、共同による最終処分の円滑な運営をめざしました。同組合では、羽村町に用地確保の後、地元住民と話し合いを続け昭和55年同住民との間に公害防止協定を締結し同年11月から埋め立てを行ってきましたが、昭和59年３月をもって埋立て終了、同年９月末日に管理組合は解散しました。

現在、最終処分場は、多摩地域 25 市１町で構成される東京たま広域資源循環組合が日の出町の谷戸沢に建設し、昭和 59 年４月に埋め立てを開始し、平成 10 年４月埋め立てを完了しました。第二処分場（二ツ塚処分場）については、平成 10 年１月から一部搬入を開始しています。二ツ塚処分場も当初は 10 数年あまりで埋め立てを完了する見込みでしたが、今後、新しい処分場の建設は難しいため、新たに焼却灰を資源化する「エコセメント事業」を平成 18 年７月より実施し、埋立て量を減量し、最終処分場の長寿命化を図っています。平成 30 年度には開場以来、初めて年間の埋立処分量がゼロとなり、以降継続しています。

(1)　最終処分場

三鷹市から出される一般廃棄物は、中間処理され、可燃ごみの焼却残渣（焼却灰）は、最終処分場である二ツ塚処分場内のエコセメント化施設において資源化されています。

（現在、資源化できない破砕された不燃ごみは独自に資源化を図り二ツ塚処分場に搬入されていません。）

	第一処分場	第二処分場
名　　称	日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場	日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場
所　在　地	東京都西多摩郡日の出町大字平井字谷戸	東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地
総　面　積	453,000 ㎡	591,000 ㎡
埋立地面積	220,000 ㎡（埋立容量 260 万㎥）	184,000 ㎡（埋立容量 250 万㎥）
埋 立 開 始	昭和 59 年４月 （平成 10 年４月６日埋立完了）	平成 10 年１月 29 日 （一部供用開始/４月７日以降全量搬入）

二ツ塚処分場の管理・運営をしている「東京たま広域資源循環組合」は、昭和 55 年(1980)年 11 月１日、地方自治法第 284 条第２項に基づき一般廃棄物広域処分場の設置及び管理を事業目的として設立された一部事務組合で、多摩地域における 25 市１町の自治体（組織団体）によって構成、運営されています。なお、あきる野市、日の出町、奥多摩町及び檜原村は含まれません。平成 30 年度末の埋立進捗率は 44.7%（年間進捗率 0%）に達しています。今後新たな処分場建設は非常に困難であり、できる限り埋立量を抑えるためにごみの減量・リサイクルを一層進めていかなければなりません。

焼却灰のエコセメント事業

東京たま広域資源循環組合では、多摩地域のリサイクルの推進、二ツ塚処分場の延命、安全な埋め立て対策の推進を図るため、平成 18 年７月からエコセメント事業を行っています。

エコセメントとはごみを燃やした後に残る焼却灰を原料とするセメントでインターロッキングブロック、車止め、ベンチ、道路溝などに使用されています。エコセメント化施設では１日平均 300 トンの焼却残渣などが処理されています。

(2)　三鷹市が搬入しているごみの埋立量とエコセメント化の推移

年　　度		R1	R2	R3	R4	R5
重量（t）	焼却灰	0	0	0	0	0
	中間処理残さ	0	0	0	0	0
	合計	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
体積（㎥）	焼却灰	0	0	0	0	0
	中間処理残さ	0	0	0	0	0
	合計	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
エコセメント化量（t）		**3,455**	**3,609**	**3,515**	**3,365**	**3,147**

(3)　三多摩は一つなり交流事業

本事業は、多摩地域 25 市１町のごみの最終処分場（二ツ塚処分場）がある、日の出町の町民の方々と、廃棄物を搬入している市・町が、文化・スポーツ等の交流を通じ、相互の理解と信頼をより一層深め、円滑な廃棄物処理を図るものです。

三鷹市では平成 12 年度から日の出町の町民を招待し、平成 24 年度までは三鷹の森ジブリ美術館と三鷹阿波踊りの見学、平成 25 年度からはクリーンプラザふじみと三鷹の森ジブリ美術館の見学を行っています。令和２・３年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となりました。

なお、本事業は、三鷹市民の訪問型と日の出町民の三鷹市への招待型とを交互に行っています。

参加者数の推移

平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
40 人	40 人	中止	中止	20 人	29 人

7　粗大・多量ごみ収集・処理

(1)　概要

平成 15 年４月から粗大ごみの受付と収集を民間に委託しました（直営分を除く）。

	申込件数（件）	収集件数（件）	可燃系粗大ごみ		不燃系粗大ごみ	
			処理量（kg）	台数	処理量（kg）	台数
令和元年度	39,993	36,382	866,190	1,081	881,120	2,394
令和２年度※1	46,818	40,431	892,750	1,329	973,790	2,781
令和３年度※2	57,251	46,870	809,100	1,659	953,270	3,163
令和４年度	62,348	58,182	731,990	1,976	852,620	3,194
令和５年度	68,992	64,182	750,240	2,520	865,970	3,274

※１　新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛により、申込件数及び処理量が増加。
※２　新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛に加え、粗大ごみ処理制度の変更により、申込件数及び処理量が増加。

(2)　ごみ処理手数料

令和３年９月申込分までは、品物にポイントを設定し、10 ポイント 1,000 円、15 ポイント 1,500 円（５ポイントごとに 500 円を加算）の手数料を徴収していましたが、令和３年 10 月申込分より、品目ごとに設定した料金に応じた粗大ごみ手数料を徴収しています。（最低料金 200 円。１品につき 3,000 円を限度としています。）

種　類	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	調定件数（冊・件）	金　額（円）	調定件数（枚・件）	金　額（円）	調定件数（枚・件）	金　額（円）
シール	2,187	48,325,000	※246,386	49,277,200	※261,267	52,253,400
納付書	0	0	0	0	0	0
現場徴収	0	0	0	0	0	0
合　計	**2,187**	**48,325,000**	**246,386**	**49,277,200**	**261,267**	**52,253,400**
減免申請分	3,089	3,446,600	3,934	5,700,300	4,014	6,586,800

（滞納繰越分は除く）　※令和４年度実績より枚数表示に変更しました。

◇シ　ー　ル：１枚200円を粗大ごみ処理券取扱店にて購入し、手数料を納入してもらう方法。
調定件数＝冊数（200 円は１束 100 枚）

◇納　付　書：粗大ごみ処理券未貼付や枚数不足の時に納付書を送付して納入してもらう方法。
調定件数＝送付件数

◇現 場 徴 収：不法投棄などの処理で、美化パトロールが手数料を現場で徴収する方法。
調定件数＝現場件数

◇**減免申請分**：火災や生活保護受給などの理由により減免の申請があったものの手数料免除額と収集した件数
調定件数＝減免件数

※参照：三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例　第 32 条、第 33 条、第 34 条
同施行規則　第 11 条、第 16 条の２、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 19 条の２

〈　表面　〉

〈　裏面　〉

8　可燃ごみの夜間・早朝収集の実施

(1)　事業の概要

通常の収集形態（ごみの収集日当日の午前８時までに出し、日中に収集する）とは異なり、午後 11 時 30 分までに出されたごみを深夜から翌朝にかけて収集するもので、平成 10 年１月 12 日から３月 31 日（延べ 23 日間）に下連雀３丁目（約 5,700 世帯）での試行実施を踏まえ、平成 12 年 10 月から、下連雀３丁目、上連雀２丁目で本格実施を行っています。

実施にあたっては、広報やチラシの全戸配布に加え、焼却場周辺や自治会・町会への説明、コミュニティ・センターでの説明会等を開催し、事業の周知に努めました。

(2)　事業の目的

ア　まちの美化
イ　カラスによるごみの散乱防止
ウ　ごみの出し遅れの防止
エ　作業効率の向上
オ　交通事故防止

9　環境指導員（まち美化パトロール）の活動

ごみの減量啓発や出し方のアドバイス、分別の徹底を目的に、市内を巡回パトロールしながら、集積所の改善、分別・環境美化について居住者・管理者への指導を行っています。また、空き地の雑草の調査・指導、不法投棄されたごみの調査・収集、ごみ出しプレートの提供なども行っています。

活動実績表

項目（単位）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ごみの出し方指導（件）	345	463	621	226	227
集積所のパトロール（件）	623	687	823	724	536
ごみ出しプレートの交換(件)	37	44	33	5	5
空き地雑草の調査（回）	194	288	214	67	74
不法投棄の調査（件）	134	107	201	133	72
不法投棄の収集（件）	－	－	－	83	83
不法投棄収集量（kg）	1,238	854	872	190	190
粗大ごみの回収（件）	134	3,774	5,044	2,292	155
その他（件）	1,655	1,064	924	825	869
指導要望件数（件）	1,071	884	969	1,146	983

※ 不法投棄の調査・収集の件数については、令和４年度より項目（調査・収集）を分けて集計しています。

※ 粗大ごみの回収件数には、火災ごみ、災害ごみの調査及び回収と減免対象者の特別ごみ（緊急）の処理を含んでいます。なお、令和５年度の市内火災に伴う罹災ごみ（減免）の処理は申請 39 件、処理 45 件でした。

※ 令和２年度からは。新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛の影響により自宅を整理する人が増え、粗大ごみの収集申込件数が増加したため、令和２年 10 月から令和４年９月まで臨時に直営収集を行いました。（粗大ごみの回収には、排出に伴う調査件数も含まれます。）なお、令和３年度は上記の理由に加え、10 月からの粗大ごみ処理制度の変更により、回収件数が増加しました。

10　犬猫死体収集・処理

対　象：　飼い主不明の犬猫の死体（無料）
収　集：　平成 11 年度から業者へ委託（平成 10 年度まで直営で収集）
処　理：　宗教法人 慈恵院に委託（火葬）

収集・処理件数　　（単位：頭）

	年度／区分	R1	R2	R3	R4	R5
収集	犬	1	0	3	0	0
	猫	161	138	116	92	73
	狸その他	102	288	292	332	335
	計	264	426	411	424	408

	年度／区分	R1	R2	R3	R4	R5
処理	犬	1	0	3	0	0
	猫	158	136	116	91	73
	狸その他	61	98	43	63	60
	計	220	234	162	154	133

11　家庭系ごみの有料化

平成 13 年に東京都市長会は「多摩地域におけるごみゼロ社会をめざして」の中で、「最終処分場である二ツ塚処分場が平成 24 年度には満杯になると予想され、加えて、多摩地域には新たな最終処分場の確保も極めて困難であるため、今後もより一層の排出抑制、減量・リサイクルを進める必要があり、ごみゼロ社会をめざす施策として、平成 15 年度までに、多摩全市で家庭ごみの有料化を進めること」と提言しました。

一方、三鷹市では、平成 16 年７月に「三鷹市ごみ減量・有料化検討市民会議」を設置し、家庭系ごみの有料化を含め、ごみの減量・資源化施策を広く検討し、翌 17 年４月に「有料化は、ごみ減量･資源化に関する新たな意識を生み出し、ごみの減量等に一定の効果がある施策である。また、有料化による収入をごみ減量等につながる新たな施策を通して市民等へ還元することにより、さらなる減量・資源化効果、持続的な減量・資源化効果が期待できる施策となる。」との答申を得ました。その後、平成 17 年２月に始まった新しい分別収集を検証しながら、有料化の実施に向けて、慎重に検討を進めてきました。

平成 20 年度に入り、分別収集の成果やごみゼロキャンペーン等の各種キャンペーンがごみの減量・資源化に大きな効果を挙げているとしながらも、近年の地球温暖化対策を目指す国内外の動向の中で、ごみ処理の過程で大量に発生するCO_2の削減を図るためにも、更なるごみの減量・資源化に取り組む必要があり、加えて、平成 25 年度には新ごみ処理施設の建設が予定されるなど、今後もごみ処理に係る経費の増大が見込まれることから、家庭系ごみ有料化の実施について具体的な検討を開始しました。

平成 20 年７月に広報みたかにおいて、家庭系ごみ有料化の具体的な内容を表した「家庭系ごみ有料化に向けた基本的な考え方」を市民の皆さまに示し、各コミュニティ・センター等にて意見を聞く会を開催しました。その後、いただいた意見を踏まえながら、家庭系ごみ有料化に向けた基本方針(案)を策定し、パブリックコメントを実施後、基本方針を確定しました。こうした経過を踏まえ、同年 12 月議会にて、家庭系ごみ有料化に関する条例改正が可決され、平成 21 年 10 月から実施することが決定しました。

家庭系　ごみ量の変化

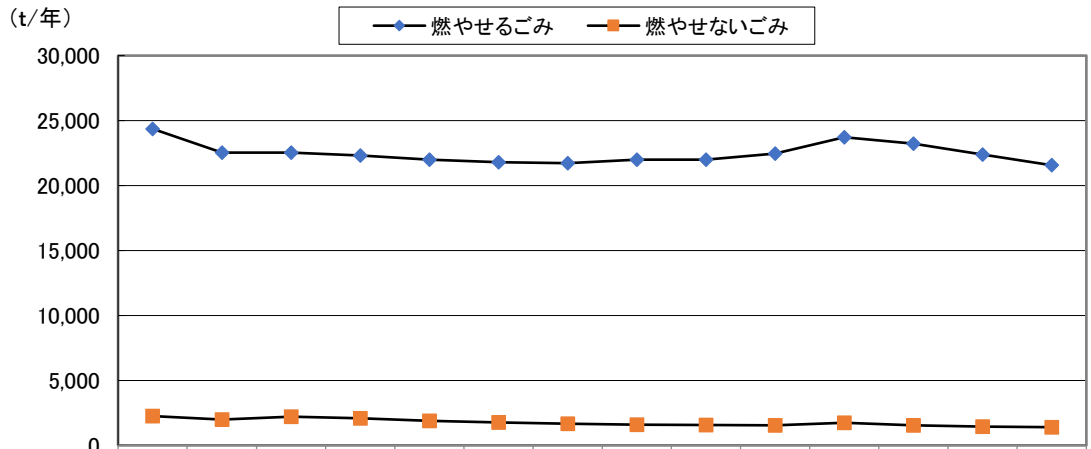

	H21	H22	H23	H24	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
燃やせるごみ	24,362	22,531	22,534	22,311	21,991	21,791	21,719	22,000	21,991	22,452	23,705	23,211	22,389	21,560
燃やせないごみ	2,254	1,991	2,202	2,088	1,891	1,774	1,658	1,588	1,556	1,543	1,745	1,552	1,444	1,400

(1)　家庭系ごみ有料化の内容

ア　対象となるもの

燃やせるごみ、燃やせないごみ

※資源物（ペットボトル、プラスチック類、空きびん・空き缶、古紙類、古着類）、有害ごみは今までどおり無料

※剪定枝、葉、草、紙おむつ、地域清掃のごみは無料

イ　手数料の設定方法と料金体系

市が指定する有料袋（指定収集袋）を購入し、排出する。

Ｌ袋（40 リットル）　75 円／１枚
M袋（20 リットル）　37 円／１枚
Ｓ袋（10 リットル）　18 円／１枚
ミニ袋（５リットル）　９円／１枚

ウ　ごみ処理手数料の減免制度

広く公的扶助受給者等に配慮し、下記対象者に対し、申請により一定枚数の指定収集袋を交付する。

＜対象世帯＞

・生活保護受給世帯
・中国残留邦人等支援受給世帯
・児童扶養手当又は特別児童扶養手当受給世帯
・老齢福祉年金受給世帯
・75 歳以上の者のみの世帯で収入が年金のみ又は収入のない世帯
・身体障害者手帳交付者１・２級、精神障害者保健福祉手帳交付者１・２級、東京都愛の手帳交付者１・２度のいずれかに該当する者が属する世帯で、かつ市民税非課税世帯

＜交付枚数＞

１世帯あたり、１年間分として 100 枚を限度としています。申請する月により、月数に応じてあん分して得た枚数を交付しています。

指定収集袋の種別は、原則として１人世帯はＳ袋、５人以上の世帯はＬ袋、それ以外の世帯はM袋としています。

＜令和５年度実績＞

対象期間	申請件数
令和４年 10 月～令和５年９月	8,674 件

※令和５年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため減免対象世帯への家庭系ごみ指定収集袋の交付を配送で対応

エ　家庭系ごみ指定収集袋への広告掲載

市の新たな財源を確保し、更なる環境施策の充実を図るとともに、地域事業者等への広告機会の提供を通じて、地域経済の活性化に寄与することや環境保全への取り組みの支援を目的として、指定収集袋に広告を掲載しています。

特典として、市のホームページ（サブトップページ）に５か月間バナー広告を掲載できることとしました（ボランティア袋は除く）。

◆広告枠及び広告掲載料

指定収集袋１種類につき掲載広告枠は１件とし、広告は表面の中央部掲載。

	広告掲載対象種別		掲載の位置	規格	１枚当たりの広告掲載料
指定収集袋への掲載	家庭系廃棄物（可燃物、不燃物用）	ミニ袋（５ℓ）	表面中央部	7 cm×10 cm	0.2 円
		Ｓ袋（10ℓ）		12 cm×16 cm	0.25 円
		Ｍ袋（20ℓ）		15 cm×20 cm	0.3 円
		Ｌ袋（40ℓ）		17 cm×24 cm	0.4 円
外袋への掲載	家庭系廃棄物（可燃物、不燃物用）	ミニ袋（５ℓ）	裏面中央部	18 cm×11 cm	0.2 円
		Ｓ袋（10ℓ）		14 cm×12 cm	0.25 円
		Ｍ袋（20ℓ）		17 cm×14 cm	0.3 円
		Ｌ袋（40ℓ）		21 cm×17 cm	0.4 円

(2)　指定収集袋取扱店

ア　店舗数

（令和６年３月 31 日現在）

店舗住所	店舗数（店）
市　　内	140
近隣市（武蔵野市、調布市、小金井市、世田谷区、杉並区）	47
合　　計	187

イ　取扱委託料

取扱品目	業務委託手数料（外税）
家庭系廃棄物用指定収集袋	販売額の 7.7％＋消費税
事業系廃棄物用指定収集袋	販売額の 9.6％＋消費税
粗大ごみ処理券	販売額の 9.6％＋消費税

(3)　ボランティア袋

市民グループ（個人も含む）が、道路、河川など、公共の場所をボランティアの一環として清掃したごみを対象とし、申し込みに応じて配布しています。

排出場所は、３袋までは自宅前とし、４袋以上となる場合又は個人宅前に排出できない場合は、ごみ対策課にて収集します。

【申請場所】

市役所ごみ対策課、市政窓口

【交付枚数の上限】

１回の申し込みにつき団体 100 枚、個人の場合は 30 枚

12　事業系ごみの有料化

日量５kg 又は一時排出量 0.5 ㎥未満の事業系ごみについては、一般家庭と同様に定期収集時に無料で収集を行っていましたが、平成 12 年９月から、事業系ごみの完全有料化を実施し、事業系の日量等の規定を家庭系ごみと統一し、日量 10kg 未満のものは、市指定の有料ごみ処理袋を使用することとしました。

市指定の事業系ごみ処理袋の販売は、すでに粗大ごみ処理券を取り扱っている酒販店とコンビニエンスストアを中心に行っています。

さらに、事業者へのごみの自己処理責任の徹底や、ごみ減量及び資源化の推進を図るため、平成 21 年４月から事業所の登録制を実施しました。これにより、排出基準に該当する少量排出事業所のみ有料ごみ袋で収集することとし、合わせて紙類についても焼却処理せず資源化することとしました。

(1)　有料化の目的

・廃棄物処理法の原則から、事業者が本来自己の責任で自ら処分する責務の徹底を図る。
・ごみ減量、リサイクルなどごみの発生抑制が期待できる。
・ごみ減量、リサイクルへの意識向上が期待できる。
・事業者間の負担の公平性を確保する。

(2)　市指定収集袋等販売実績表

（単位：円）

	区　分		※ 単価	年　度				
				R1	R2	R3	R4	R5
事業系	可燃用 （赤色）	大袋	@ 2,600	15,353,000	15,457,000	14,814,800	15,839,200	15,509,000
		小袋	@ 1,300	2,879,500	2,629,900	2,685,800	2,756,000	2,665,000
	不燃用 （黄色）	大袋	@ 2,600	2,340,000	1,937,000	1,710,800	2,314,000	1,804,400
		小袋	@ 1,300	611,000	292,500	429,000	507,000	422,500
	不燃系資源物用 （緑色）	大袋	@ 1,000	2,990,000	2,740,000	2,724,000	2,461,000	2,470,000
		小袋	@ 500	465,000	375,000	357,500	377,500	340,000
	可燃系資源物用	紙袋	@ 500	1,185,000	1,252,500	1,161,000	1,087,500	1,142,000
家庭系	燃やせるごみ 燃やせないごみ用 （藤色）	５Ｌ （ミニ）	@ 90	13,032,900	13,129,110	13,087,080	13,039,380	12,866,040
		１０Ｌ （Ｓ）	@ 180	49,118,400	48,373,740	48,748,680	47,018,520	45,878,760
		２０Ｌ （Ｍ）	@ 370	114,108,000	115,166,940	118,514,700	114,676,320	111,645,280
		４０Ｌ （Ｌ）	@ 750	128,632,500	134,391,000	138,183,750	138,555,000	137,793,750
合　計			金額	330,715,300	335,744,690	342,417,110	338,631,420	332,536,730

※　1組10枚入り

13　処分手数料（焼却場直接搬入分）

三鷹市環境センター（焼却場）に直接搬入されたごみの処分手数料は、従来、武蔵野三鷹地区保健衛生組合にて納付書の送付・徴収業務を行ってきましたが、平成15年３月31日をもって組合が解散したため、平成15年度から三鷹市で行うことになりました。（三鷹市環境センターは平成25年3月30日閉鎖）

しかし、平成25年４月からクリーンプラザふじみが本格稼働したことから、処分手数料の徴収については、事業主体であるふじみ衛生組合で直接徴収することとなりました。

(1)　手数料の基準及び金額

ふじみ衛生組合廃棄物処理に関する条例第８条に基づき手数料を徴収

10kgにつき　350円

(2)　徴収方法

現金徴収、納入通知書による各回払い、納入通知書による一括払い（月末締め翌月支払）

14　ふれあいサポート事業

毎日のごみ出しが困難な市民に対し、ごみ出しの支援と安否確認を行い、業務はシルバー人材センターに委託しています。（平成 16 年度から実施）

年度別認定者数

年　度	ごみ出し支援（件）	ごみ出し支援＋安否確認（件）	合計（件）
平成 30 年度	105	1	106
令和元年度	103	1	104
令和２年度	106	1	107
令和３年度	107	1	108
令和４年度	102	1	103
令和５年度	109	1	110

各年度末

地区ごとの認定者数（令和６年３月 31 日現在）

地区	下連雀	牟礼	井の頭	中原	北野	新川	上連雀	井口	深大寺	野崎	大沢	合計
件数	33	4	6	16	0	5	24	4	4	4	10	110

15　新川暫定広場

旧環境センター（旧可燃ごみ焼却場）の敷地の一部を暫定利活用し、健康づくりやボール遊びが楽しめる広場や人工芝の球技場等を整備し、市民の皆様にご利用いただける広場として、平成 31 年３月 27 日に「三鷹市新川暫定広場」がオープンしました。

名　　称：三鷹市新川暫定広場
所 在 地：三鷹市新川１丁目６番１号

(1)　広場概要

ア　健康憩い広場

健康器具を使った運動や、人工芝での軽体操・ストレッチのほか、木陰のベンチでの休憩など地域の憩いの場として自由に利用できる広場

イ　ボール遊び広場

フットサルなどができる人工芝の球技場（予約制）のほか、親子などが自由にボール遊びをすることができる広場

ウ　ランニング走路

ランニングやウォーキングができる外周走路

エ　その他

だれでもトイレ、水飲み場など

(2)　開場日時

年末年始（12 月 29 日から１月３日まで）を除く毎日

分　　類	時　　期	時　　間
通　　常	３月、４月、９月、10 月	午前９時から午後５時まで
夏　　季	５月から８月まで	午前９時から午後６時まで
冬　　季	11 月から２月まで	午前９時から午後４時 30 分まで

(3)　利用実績

内　　訳	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
健康憩い広場	15,182 人	19,761 人	15,533 人	14,433 人
ボール遊び広場（球技場以外）	6,596 人	9,222 人	9,200 人	9,362 人
球技場	8,265 人	9,688 人	10,391 人	8,083 人
ランニング走路	4,749 人	5,918 人	4,403 人	5,977 人
合　　計	34,792 人	44,589 人	39,527 人	37,855 人

※令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 4 月 1 日から 5 月 31 日まで閉鎖